

## 主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

## 関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 12.11 項 第 21.03 項	複数のハーブの混合物	第 12.11 項 (植物及びその部分) に、ソースの調味付けに使用される異なる種類の植物及び植物の部分の混合物は含まれず、第 21.03 項 (混合調味料) に含む旨を明確化。
第 9030.82 号	集積回路の測定用又は検査用の機器	集積回路の測定用又は検査用の機器について、半導体デバイスの測定用又は検査用の機器として第 9030.82 号に分類されることを明確化。
第 9031.41 号	集積回路の検査用の光学機器	集積回路の検査用の光学機器について、半導体デバイスの製造に使用する検査用機器として第 9031.41 号に分類されることを明確化。

## 分類例規第 1 部 (国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0307.32 号	湯通しされたモエギイガイ	殻を開くための湯通しのみされており、消費前に調理を要する冷凍モエギイガイについて、冷凍したい貝として第 0307.32 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1008.50 号	キヌア	サポニン層が除去されたキヌアについて、加工穀物 (11 類) ではなく、キヌアとして第 1008.50 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1212.99 号	こんにやく芋	グルコマンナンを 87.5%、水分及び灰分を 12.5% 含むこんにやく芋粉末について、その他の植物性生産品として第 1212.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1516.10 号	90% がリエステル化したトリグリセリドから成る物品	リエステル化したトリグリセリドを 90% 含有する製品について、リエステル化した動物性油脂として、第 1516.10 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	エチルエステルから成る物品	リエステル化したトリグリセリドの形態ではなく、脂肪酸のエチルエステルの形態であることから、15.16 項ではなく、第 2106.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1904.90 号	調製食料品	ジャスミンライスを入れた箱 (49.1%) とレッドカレー (鶏肉 19.9%、カレー 27%、野菜 4%) を入れた箱 (50.9%) をセットにした食品について、重量割合の大きい箱の内容物に基づいて分類するのではなく、全体の内容物の構成を比較し分類されるべきとして、全体で最大重量成分であるジャスミンライスの属する第 1904.90 号 (米の調製品) に分類 (通則 1、3 (b) 及び 6)。

## 主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 2103.90 号	調製品 (カニフレーバー)	黄橙色の流動性粉末で、様々な香気性物質、調味物質、香味物質、担体、食品添加物、染料及び脂肪からなり、調味料の製造に使用される調製品について、その他の混合調味料として第 2103.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2403.99 号	たばこカプセル	円筒形で、粒状のシートたばこ、水、香料、炭酸カリウム及び結合剤が充填されたポリプロピレン製の円筒形をした外装カプセルと、アセチルセルロース製のマウスピースからなるたばこカプセルについて、喫煙用ではないその他のたばことして第 2403.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2811.22 号	シリカフェーム	シリコン又はフェロシリコンの合金を製造する際の副産物である、高純度の非晶質二酸化けい素微粒子について、二酸化けい素として、第 2811.22 号に分類 (通則 1 (第 28 類注 1(a)) 及び 6)。
第 2936.29 号	ニコチン酸 (ナイアシン) ニコチンアミド (ナイアシンアミド)	ビタミン B <sub>3</sub> としても知られる 2 種類の有機化合物について、それぞれその他のビタミンとして、第 2936.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 3401.30 号	白色のクリーム 褐色透明のジェル	有機界面活性剤を含む、皮膚を洗浄・保湿するためのクリーム及び皮膚を洗浄・角質除去するためのジェルについて、いずれも皮膚を洗浄するための有機界面活性剤の調製品として、第 3401.30 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 3926.90 号	カヤック及びスタンド アップパドルボード両 用のパドル	プラスチック製の部品から成るカヤックやカヌーにも利用可能なパドルについて、スポーツ用の製品ではなく、その他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 4202.32 号	特定の形式の携帯電話 用に作られたプラスチ ック製カバー	特定のモデルのスマートフォン用に設計されたプラスチック製のカバーで、カバーの開閉をスマートフォンが感知できるものについて、第 42.02 項に特掲された物品に類する容器として第 4202.32 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 6402.99 号	プラスチック製履物	プラスチック製のサンダルで、かかととくるぶしを覆わず上部に穴が開いているものについて、防水性の履物ではなく、その他の履物として第 6402.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。

## 主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 7020.00 号	ガラス製シャワーエンクロージャー ガラス製シャワーエンクロージャー (枠なし)	2 種類の強化安全ガラス製のシャワーエンクロージャーについて、いずれも、安全ガラスではなく、その他のガラス製品として第 7020.00 号に分類 (通則 1 及び 3(b))。
第 8111.00 号	マンガン-アルミニウムのブリケット	マンガン及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるマンガンの物品として第 8111.00 号に分類 (通則 1)。
第 8112.29 号	クロム-アルミニウムの円筒状物	クロム及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるクロムの物品として第 8112.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8414.80 号	水平層流型クリーンベンチ	送風機、空気のろ過用のフィルター等を備え、植物細胞の培養、電子装置の組立て等の用途に設計された水平層流型クリーンベンチについて、循環用のフードとして第 8414.80 号に分類 (通則 1 及び 6 を適用)。
第 8438.60 号	野菜カッター (2 種類)	食料品の調製業用に供される形状の異なる 2 種類の野菜カッターについて、いずれも野菜の調製用機械として第 8438.60 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8471.60 号	電子ホワイトボード	マルチタッチ機能を備えたホワイトボードの表面を有し、自動データ処理機械の入力ユニットとしても、単純なホワイトボードとしても使用できる電子ホワイトボードについて、入力装置として第 8471.60 号に分類 (通則 1 (第 84 類注 5(C)) 及び 6)。
第 8482.99 号	フランジ付き円すいころ軸受用の内輪 (完成品)	自動車用のハブユニットベアリング (フランジ付きの円すいころ軸受) の内輪について、自動車に専ら又は主として使用する部分品としてではなく、軸受の部分品として第 8482.99 号に分類 (通則 1 (第 16 部注 2(b)) 及び 6)。
第 8504.40 号	IGBT モジュール	絶縁ゲートバイポーラトランジスター (IGBT)、還流ダイオード及びサーミスターから成る IGBT モジュールについて、スタティックコンバーターとして第 8504.40 号に分類 (通則 1 (第 16 部注 2(a)) 及び 6)。
第 8519.81 号	音声再生装置と本のセット	スピーカー及び本の音声コンテンツを記憶した媒体を差し込むソケット等を内蔵する電子式の本型パッド、印刷した書籍等から成るセットについて、音声の再生用の機器として第 8519.81 号に分類 (通則 1、3(b) 及び 6)。

## 主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 8528.52 号	カラーモニター(3 種類)	27 インチ~55 インチの画面サイズを有するフラットパネルディスプレイで、特定のコネクタを介して自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたカラーモニター (3 種類) について、いずれも第 8528.52 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8541.40 号	薄膜太陽光モジュール	光電池を保護するためのバイパスダイオードを有する接続箱が取り付けられた薄膜太陽光モジュールについて、光電性半導体デバイスとして第 8541.40 号に分類 (通則 1 (第 85 類注 2) 及び 6)。
第 9503.00 号	プラスチック製の玩具とモデリングペーストのセット (2 種類)	プラスチック製の玩具とモデリングペーストが小売用のセットとなっているもの (2 種類) について、いずれも玩具が重要な特性を与えているとして、第 9503.00 号に分類 (通則 1 及び 3 (b))。
第 9506.29 号	スタンドアップパドルボード	中密度発泡ポリスチレンの心材でできたスタンドアップパドルボードは、その他のプラスチック製品ではなく、スポーツ用の製品として、第 9506.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。